

(5) 歴史・景観まちづくり



関連する SDGs のゴール

①市民遺産・歴史・文化の保全と活用、交流の促進

取組の方向性

古代から連綿と受け継がれてきた本市固有の歴史文化や風土を伝承するため、本市の文化財保護のマスタープランである「歴史文化基本構想」を基礎とし、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律^{*1}」を有効活用し、本市の文化遺産をいかしたまちづくりに努めます。具体的には、文化遺産の総合的把握の取組により、文化遺産の価値の発見、更新を行い、これら文化遺産をデータベース化することにより、まちづくりの根拠として生かします。また、大宰府跡など本市を代表するエリアを重点地区に設定し、歴史の散歩道やその周辺も含め歴史的風致の維持向上に努めます。

さらに、歴史的価値がある通りとそのまちなみの核となるものを位置づけ整備していくとともに、特別史跡「大野城跡」や「大宰府跡」などの本市の財産である史跡を、市民をはじめ来訪者が散策できるよう、これらにつながる道を整備していきます。また、地域活性化複合施設や観光道標の整備により、観光客や市民の利便性を高めていくとともに、観光客と市民がふれあう空間が、より快適になるよう取り組みます。

また、歴史的建造物、庚申塔^{*2}（こうしんとう）、恵比寿様などの文化遺産は、市街地の景観を構成している重要な資源です。ところが、建築物の建て替えや道路工事などに伴い、いつの間にかその姿が無くなってしまふことがあります。そのため、主要な市街地における地域固有の歴史的環境を維持向上していくため、ソフト及びハード事業を展開していきます。これは、本市の歴史資源を点から線へと結び、回遊性を持たせる取組です。

一方、太宰府天満宮周辺の駐車場の増加による景観の悪化も指摘されており、このような歴史的雰囲気や景観を阻害する場所の修景なども必要となっています。

本市には、令和3年3月に我が国最初の史跡に指定されて100年の節目を迎えた大宰府跡と水城跡など、古代日本の形成に深く関わりがある重要な史跡が広く点在しており、その面積は、市域の約16%を占めています。悠久の歴史を刻む遺跡とその周辺環境は、太宰府の原風景であり、また史跡とともに歩んできた本市の100年の歴史を物語るものです。これら貴重な文化遺産は、人々によって守り、育まれてきたものであり、確

実に将来へ継承していくことが必要であり、併せて、国民共有の財産として捉え、その価値を還元していくことが求められています。このため、文化財をより身近に感じてもらえるよう、地域住民等との協働のもと、文化財を地域の核として保存と活用を図ることにより、本市の伝統的な文化を活用した魅力あるまちづくりを推進します。

また、本市には、大宰府跡をはじめとする8つの史跡や未だ知られていない多くの文化遺産が眠っています。さらに、文化財としての位置づけのない文化遺産は、中世や近世を起源とする集落や農地、山林、溜池、旧道や水路等がこれら史跡に覆いかぶさるよう展開しているものです。今も人々の日常生活は、文化遺産とともに営まれています。史跡の保存管理及び整備については、史跡のみに目を向けるのではなく、地域住民の生活を包含した視点からも、史跡地の環境を保全することが求められています。今後は、令和発祥の都として、元号の名のとおりに美しい調和を基調とし、史跡地を含む周辺地域を一体的なものとして捉え、自然環境保全に努め、人と文化遺産の共存が継続できるよう、関係部署と連携を図り生活環境づくりを推進します。

- ※1 この法律のもとで、歴史的風致の維持・向上の方針や文化財の保存又は活用に関する事項等を定めた「歴史的風致維持向上計画」を市町村が策定し、国の認定を受けることにより、歴史（文化財保護）や景観（街なみ環境整備や屋外広告物）等さまざまなまちづくりの事業に対して国の支援が受けられる。
- ※2 中国から伝来した道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた塔のこと。江戸時代以降、村の入口や街道沿いに置かれたが、拡張工事等によって多くが撤去、移転されるケースが増えている。



宝満山



水城跡

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
文化遺産情報に掲載された文化遺産の数	700件 (平成22年度)	1,162件 (令和元年度)	1,300件 (令和12年度)	文化財課
これまでに修理・修景された歴史的建造物の数(累計) ^注	0件 (平成22年度)	16件 (令和元年度)	26件 (令和12年度)	都市計画課
史跡地公有化率	52.1% (平成21年度)	68.4% (令和元年度)	73.0% (令和12年度)	文化財課
市指定文化財の指定件数	10件 (平成21年度)	32件 (令和元年度)	37件 (令和12年度)	文化財課
市民遺産の認定件数	0件 (平成21年度)	15件 (令和元年度)	20件 (令和12年度)	文化財課

注 これまでに修理・修景された歴史的建造物の数は、年度ごとの数ではなく、累計に変更しています。

市民やNPOに期待される役割

- 地域のお祭りなどに参加したり、郷土文化や伝統芸能の保存活動を行うなどして、まちの歴史的雰囲気への継承に貢献します。
- 庭にウメやヤマツツジなど万葉集ゆかりの植物を植えるなどして、自宅周辺の歴史的景観づくりを行います。
- 歴史的な通りやまちなみの整備に協力します。
- 自分たちが大事と思う文化遺産や、残してほしいものの情報を市に提供します。
- 文化財や文化遺産を大切に、伝統的な文化を活用した魅力あるまちづくりに協力します。
- NPOは、これまで実施してきた「史跡に関するまちづくり活動」を発展させるなどして取り組めます。

事業者期待される役割

- 歴史的な通りやまちなみの整備に協力します。
- 歴史的市街地内では緑化を行い、潤いのあるまちなみの創造に協力します。
- 文化財や文化遺産を大切に、伝統的な文化を活用した魅力あるまちづくりに協力します。

行政の具体的な取組

●歴史的建造物や史跡の修理・修景【都市計画課、文化財課】

歴史的建造物や史跡は重要な景観資源です。これを修理・修景することにより、歴史的風致を保全育成します。

●**歴史的な通りとまちなみの整備【都市計画課】**

歴史と伝統を反映した人々の営みが残っている通りやまちなみを、生活感のある活きた歴史資源として整備していきます。

●**歴史的市街地の緑化推進【都市計画課】**

歴史的市街地内にある空地や駐車場は、まちなみの連続性を損なうことから、このあき地や駐車場を緑化し、潤いのある歴史的市街地を創造します。

●**「歴史の散歩道」の再整備【都市計画課】**

史跡の解説広場、防護柵等の整備や修景を行うことにより、楽しく歩き、歴史資源を巡ることのできる歩行者空間として再整備します。

●**歴史的な道筋におけるサイン等の整備【都市計画課、観光推進課、文化財課】**

神幸式の行列が歩くどんかん道やさいふまいりの人々が歩く旧日田街道などにサインを設置することで、そこが歴史的な道であることが多くの市民や来訪者に認識され、散策を促す空間となるように整備を行います。

●**史跡地公有化事業【文化財課】**

市内8つの史跡の保存と活用を推進するため、国、県の補助を活用し、史跡地の公有化を行います。

●**史跡地管理事業【文化財課】**

史跡地を良好な状態に保つため、史跡環境保全のための取組を継続的に行うとともに、現状変更許可申請などの手続きに際し、適正化を進めます。

●**大宰府跡等整備事業【文化財課】**

史跡地内の広場の整備を行い、解説板の設置を進めるとともに、古い解説板のリニューアルも行います。

また、水城跡の周知化を図りながら保存と活用を推進していきます。土塁については保存を第一とし継続的な維持管理を行い、来訪者の利便性を高めるために、多目的広場や園路の整備を進めます。

●**市民遺産の活用推進【文化財課】**

太宰府市民遺産活用推進計画に基づき、「文化遺産をそのものとして見守る」、「文化遺産を文化財として保護する」、「文化遺産を太宰府市民遺産として育成する」ための取組を推進していきます。

また、市民遺産の普及啓発活動を行うとともに、市民全体で文化遺産を保存活用していく持続的な取組を推進するため、団体の支援を行います。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第二次太宰府市都市計画マスタープラン	平成 29 年～令和 18 年	平成 29 年	都市計画課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年～令和 4 年	平成 22 年	都市計画課
太宰府市文化財保存活用地域計画（仮称）	令和 3 年～	令和 3 年	文化財課
太宰府市民遺産活用推進計画	平成 28 年～令和 3 年	平成 23 年	文化財課
特別史跡水城跡保存整備基本設計	平成 27 年～令和 7 年	平成 27 年	文化財課
大宰府関連史跡に関する保存活用方針	平成 28 年～	平成 28 年	文化財課
大宰府跡客館地区整備基本構想	平成 28 年～	平成 28 年	文化財課
特別史跡大宰府跡保存活用計画	平成 29 年～令和 9 年	平成 29 年	文化財課
史跡宝満山保存活用計画	令和 2 年～令和 11 年	令和 2 年	文化財課
太宰府市観光推進基本計画	令和元年～令和 5 年	平成 31 年	観光推進課

②景観資源の保全

取組の方向性

本市は1,300年にわたる時代の積層を持つ「歴史のまち」です。太宰府らしさを感じさせる景観には大宰府跡、太宰府天満宮、観世音寺、水城跡、竈門(かまど)神社、戒壇院などの多くの文化財・文化遺産があげられ、また、豊かな自然環境に恵まれており景観に関する市民の評価も高くなっています。一方で、「大規模な建物等の色彩」、「幹線道路沿道の屋外広告物」が目立つことや、中層マンション周辺の戸建て住宅への配慮や背景の山並みとの調和が問題となっています。さらに、景観は一つの市町村で完結するものではないため、筑紫平野全体の市町と協力して景観まちづくりを進めていくことも課題です。このため、みどり豊かな歴史のまちのイメージに影響を与える建築行為や開発行為等に対して、周辺環境と調和した規模、配置、形態意匠等となるような基準をつくり、誘導を図っていきます。

特別史跡大野城跡をはじめ大宰府跡や水城跡は、本市のみどり豊かな歴史景観を形成する重要な要素となっています。これら貴重な歴史景観を適切に保護するため、新たに行為規制等を設ける必要があります。ただし、一律に行為規制を設けるのではなく、文化遺産の周辺環境や特性、地域性に応じたものとなるよう工夫を図るとともに、そこに住む人々の文化的な生活にも適応したものとなるよう施策を講じていきます。



歴史的建造物や史跡の修理・修景
(日吉神社)



たざいふ景観・市民遺産フェスタ

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
自然が美しいと感じられる市民の割合	85.5% (平成21年度)	89.3% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	都市計画課
歴史的景観が美しいと感じられる市民の割合	91.3% (平成21年度)	93.7% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	都市計画課
良好なまちなみと感じられる市民の割合	76.8% (平成21年度)	87.9% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	都市計画課

市民やNPOに期待される役割

- 家の形・素材・色等を、「太宰府市景観計画」の地域ごとの景観形成・育成基準に基づき、太宰府の自然や歴史になじんだものにします。
- みどりあふれる良好な景観づくりを行います。
- 景観協定を結ぶなどして、地域ぐるみでの景観向上に取り組みます。

事業者期待される役割

- 事業所の建物や屋外広告物の形・大きさ・素材・色を、太宰府の自然や歴史になじんだものにします。
- 事業所敷地内の緑化を進め、良好な景観形成に協力します。

行政の具体的な取組

●景観・市民遺産育成団体の登録【文化財課、都市計画課】

景観協定の締結や市民遺産の提案など、具体的な活動を行っていく最小単位の団体であり、組織の充実とともに多くの団体の登録を進めます。

●景観・市民遺産会議への支援【文化財課、都市計画課】

良好な景観形成と太宰府市民遺産の育成を併せて協議・調整する組織です。市民遺産の認定・変更などの活動を支援していきます。また、認定太宰府市民遺産の広報普及を積極的に行います。

●景観教育の推進【都市計画課】

良好な景観形成に積極的に取り組むとともに文化遺産の大切さを認識し、伝統を継承していく人材を育成するために、活動団体等と協力しながら幅広い世代を対象とした景観教育を推進します。

●顕彰制度の実施【都市計画課】

良好な景観形成や市民遺産の育成に貢献した個人や団体に今後のさらなる活発な活動を促し、他の個人、団体に模範となるように顕彰制度を実施します。

●緑地保全管理活動への支援【都市計画課、環境課】

みどりを身近に感じることができる良好な景観形成のために、市民やNPO、事業者が緑地を保全し管理するための活動を支援していきます。

●広告物景観育成地区における広告物基準の見直し【都市計画課】

太宰府市屋外広告物等に関する条例に基づき太宰府らしい広告景観を創造するため広告物景観育成地区における広告物基準は、必要に応じて見直しを行っていきます。

●景観協定の活用【都市計画課】

住民発意による良好な景観形成を進めるため、景観法に基づく景観協定の活用を図ります。

●高度地区の指定【都市計画課】

建築物の高さをルール化することにより、眺望景観の保全に取り組みます。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第二次太宰府市都市計画マスタープラン	平成 29 年～令和 18 年	平成 29 年	都市計画課
太宰府の景観まちづくり（太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画）	平成 22 年～	平成 22 年	都市計画課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年～令和 4 年	平成 22 年	都市計画課
太宰府市緑の基本計画	平成 14 年～	平成 14 年	都市計画課
太宰府市歴史文化基本構想	平成 22 年～	平成 17 年 ・ 23 年	文化財課